老人福祉センターの―般開放日の変更

地域包括ケア推進課(2776-1193)

4/1出より老人福祉センターの一般開放日が変更 となります。※一般開放日は60歳未満の方も施設を 利用することができます。

【変更前】

第1・第2老人福祉センター 土曜日、毎月第3日曜日 【変更後】

第1老人福祉センター 土曜日、毎月第1日曜日 第2老人福祉センター 土曜日、毎月第2日曜日



都市計画に関する原案の縦覧

都市計画課 (〒 485 - 8650 住所不要 **☎** 76 - 1155 **Ⅲ** 71 - 1481 mil toshi@city.komaki.lg.jp)

尾張都市計画舟津地区計画の原案を次のとおり 縦覧します。この原案について意見のある方は、意 見書を提出することができます。

※意見を提出することができる方は、区域内の土地の所有 者その他政令で定める利害関係を有する方に限ります。

種類 尾張都市計画地区計画

名称 舟津地区計画

位置、区域 大字舟津、大字小木の一部

面積 約11.0ha

とき 3/15 (水)~29 (水)

ところ 都市計画課

提出先 4/5 (水) (必着) までに、意見書 (様式任意) に住所・氏名・連絡先・意見を記入し、郵送、 FAX、メールまたは直接都市計画課

小牧市公共ファシリティマネジメント基本方針 小牧市公共施設谪正配置計画 小牧市公共施設長寿命化計画 中間見直し(案)に対するパブリックコメント 実施結果

資産管理課(☎39-6533)

- 募集期間 1/16~2/15
- **募集結果** 意見提出1人 意見1件
- 閲覧期間 3/22 (水)~ 6/22 (木)
- 閲覧場所 市ホームページ、資産管理課、情報 公開コーナー (本庁舎 1 階)、東部・味岡・北里 の各市民センター、各市民センター図書室

市からの お知らせ

固定資産税の縦覧と閲覧

資産税課 (☎ 76 - 1115)

■ 縦覧

- ▶とき 4/3 (月)~5/1 (月) (土・日、祝日を除く)
- ▶ところ 資産税課
- ▶対象 納税義務者(代理人を含む)と同居の親族、 相続人、納税管理人

■ 課税台帳の閲覧

- ▶内容 納税義務者(代理人を含む)は自己の資産、 借地人は権利の目的である土地、借家人は権利 の目的である家屋とその敷地
- ▶閲覧開始日 4/3 (月)
- ▶ところ 資産税課
- ▶対象 納税義務者(代理人を含む)、所有者、借 地・借家人など
- ※納税義務者以外は権利関係を確認できる書類が必要 です。
- ▶手数料 納税義務者(代理人を含む)が縦覧期間 中に自己の資産を閲覧する場合は無料、借地・借 家人は有料
- ▶持ち物 本人確認できるもの(運転免許証、健康 保険証、納税通知書など)、委任状 (代理人の場合)、 契約書等(借地・借家人の場合)

■ 課税明細書・納税通知書

土地・家屋課税明細書は、納税通知書に添付して 4/3 例付けで送付する予定です。

共有者用納稅通知書

共有者にも課税内容を通知します。

■ 路線価の公開

閲覧開始日 4/3 月

■ 価格審査の申し出

納税通知書を受け取った日から3カ月間は、固定 資産評価審査委員会に対し、価格の審査を申し 出ることができます。

■ お知らせ

今年度から納付書に@(エルマーク)が記載され、 「地方税お支払いサイト」や「スマートフォン決済 アプリーから簡単にお支払いができるようになり ます。

> eLTAX





2/9

次の世代に文化・芸術の伝播を



市民会館にて市文化協会創立 50 周年記念式 典が開催され、約350人が参加しました。

文化協会は、文化を通して会員の日頃鍛えた 技と経験で、皆さんが心豊かに暮らしていただ けるよう昭和47年に設立されました。特に小 中学校の行事などに伝統文化などの指導者とし て会員を派遣するなど、次世代への伝統文化の 継承と子どもたちの豊かな心づくりにも尽力し ています。

消費者トラブル情報



消費生活センター(☎ 76 - 1119) 濃樹 濃都 炒 574ン

188 イメージキャラクター 「イヤヤン」

賃貸住宅の退去トラブルに要注意!!

★トラブル事例

1年ほど入居した築25年の賃貸アパートを退去する ことになり、退去の立ち会いをした。壁や床等の補修 費用、清掃代等として高額な請求を受けた。入居時、 壁や床は新品ではなかったと不動産屋に言ったら、新 品だったと言われた。精算書の内容に納得がいかない。

★消費者へのアドバイス

- ①国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイド ライン」では、通常使用による破損や経年変化によ るものは家主の負担、通常の使用方法を超える使 い方によって生じたものは借主(入居者)の負担と されています。
- ②退去時のトラブルを未然に防ぐためには、入居前に 部屋に傷や汚れがないか記録しておくことが大切で
- ③修繕が必要と思われる箇所の写真を撮ったり、証拠 となる記録を残すようにしましょう。
- ◎不安に思った場合やトラブルになった場合は、す ぐに消費生活センターまたは☎ [188 (いやや)] (消費者ホットライン) に相談しましょう。

新型コロナウイルス感染症対策

出典:厚生労働省ホームページ

R5/2/28 時点情報

マスク着用について

これまで屋外では原則不要、屋内では原則着用としていましたが

3月13日から個人の判断が基本となります

ただし、以下のような場合には注意しましょう

周囲の方に感染を広げないために

マスクを着用しましょう





受診時や医療機関・ 高齢者施設などを訪問するとき 電車・バスに乗車するとき

通勤ラッシュ時など混雑した

ご自身を感染から守るために

マスク着用が効果的です







基礎疾患を有する方

妊婦

重症化リスクの高い方が感染拡大時に混雑した場所に行くとき

本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な判断が尊重されるよう、 ご配慮をお願いします

※事業者の判断でマスク着用を求められる場合や従業員がマスクを着用している場合があります

